

# 平成20年度 第1回京都市公共事業評価委員会

## 会 議 次 第

開 催 日：平成20年7月1日（火）

開催時間：午後1時30分～午後4時00分（終了予定）

開催場所：京都ガーデンパレス 2階 「祇園」（京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605）

- ・ 議事内容

平成20年度 フォローアップ対象事業の報告

平成20年度 再評価対象事業の事業概要及び対応方針（案）の説明

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては下記ホームページを御覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000030684.html>

# 京都市公共事業評価委員会委員名簿

(任期：平成20年4月1日～平成21年3月31日)

敬称略・五十音順

氏名	役職等
いたば よしお 伊多波 良雄	同志社大学経済学部教授
いわさき よしかず 岩崎 義一	大阪工業大学工学部教授
かもん まさし 嘉門 雅史	京都大学大学院地球環境学堂長
こいとう あきこ 小伊藤 亜希子	大阪市立大学大学院 生活科学研究科准教授
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会副会長
すとう ようこ 須藤 陽子	立命館大学法学部教授
たかやま よしお 高山 良雄	京都新聞社論説委員
つかもと まり 塚本 真理	京都商工会議所女性会理事

## 平成20年度 フォローアップ対象事業一覧表

再評価 実施年度	補助単独	種別	番号	事業名	備考
平成18年度	国庫補助事業	河川事業	1	七瀬川	
	京都市単独事業	街路事業	2	西小路通	
	国庫補助事業		3	・ ・ 25 鴨川東岸線 (第2工区)	
平成17年度	京都市単独事業	街路事業	2	国鉄嵯峨駅北通	
			3	山陰街道	
			4	向日町上烏羽線(第二工区)	
	国庫補助事業		5	深草疏水通	
	京都市単独事業	道路事業	6	主要地方道大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	
		土地区画整理事業	8	上烏羽南部地区	
9	竹田地区				
平成16年度	国庫補助事業	道路事業	1	一般国道477号(大布施拡幅)	
			2	宝が池通(狐坂工区)	
	京都市単独事業	街路事業	3	向日町上烏羽線	
			4	葛野西通	
			5	大原通	
			6	新十条通(伏見工区)	
			7	新十条通(山科工区)	
	国庫補助事業	河川事業	8	新川	
			9	旧安祥寺川	
	京都市単独事業	土地区画整理事業	10	洛北第二地区	
平成15年度	京都市単独事業	都市公園事業	1	桂川緑地久我橋東詰公園整備	
平成10年度	京都市単独事業	街路事業	8	・ ・ 18 十条通	完了

# 平成20年度第1回委員会再評価対象事業

## 再評価対象事業の該当条件

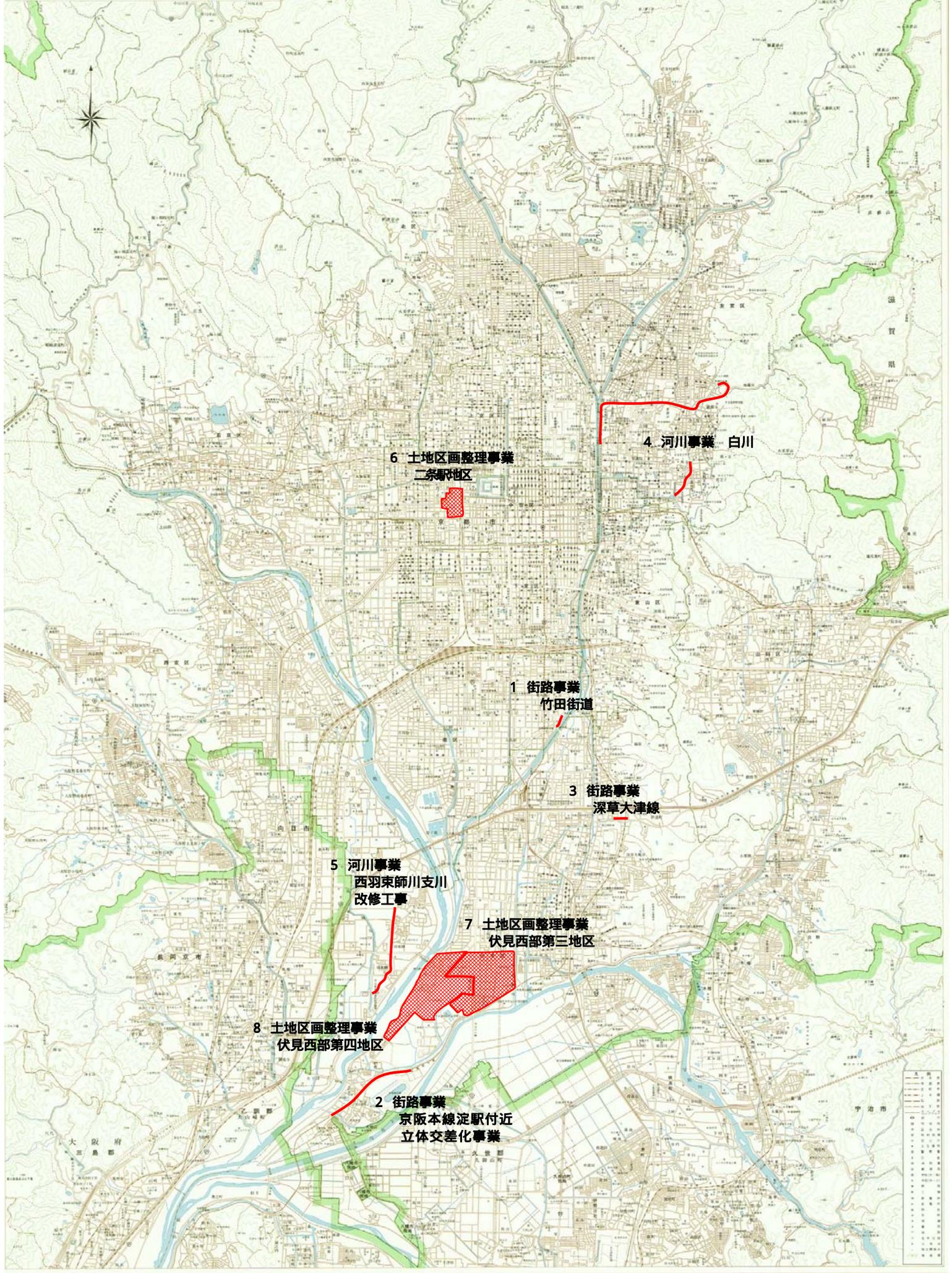
事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後10年間（廃棄物処理施設事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業  
 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業  
 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針(案)	備考
街路事業	1	補	竹田街道	延長L=220m 幅員W=36.0～45.0m	H11		10	継続	
	2	単	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	延長L=2,020m	H11		10	継続	
	3	補	深草大津線	延長L=270m 幅員W=12m	S62		22	休止	平成15年度委員会での再評価審議事業
河川事業	4	補	白川	延長L=4,920m	S61		23	継続	平成15年度委員会での再評価審議事業
	5	補	西羽束師川支川改修工事	延長L=2,000m	S61		23	継続	
土地区画整理事業	6	単	二条駅地区	面積A=13.2ha	S63		21	継続	平成15年度委員会での再評価審議事業
	7	補	伏見西部第三地区	面積A=104.5ha	S59		25	継続	平成15年度委員会での再評価審議事業
	8	補	伏見西部第四地区	面積A=116.7ha	S62		22	継続	平成15年度委員会での再評価審議事業

補：国庫補助事業

単：京都市単独事業

# 京都市街図 平成20年度 再評価対象事業箇所図



# 傍聴にあたっての注意事項

事務局

傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますのでご了承ください。

以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。